

# 資格検定名称の商標権取得

## NPO法人廃棄物教育センター

### 関連セミナー開催等も対象

NPO法人廃棄物教育センター(松岡力雄理事長)は4月8日、

都内で開催した第2回理事会で、「リサイクルマスター検定」と「エコドライブ安全認定」のセミナー開催等に関する商標権を取得したことを発表した。同法人の全国組織化と合わせ、今後積極的に展開していく予定だ。

商標権は区分・指定役務第41類で取得。リサイクル・廃棄物、自動車運転技術のセミナーの企画・運営・開催

に關し、他の事業者・団体が商業目的で同名称を無断使用した場合、使用停止や損害賠償を請求できる。



理事会には新理事が参加した

PO法人全国廃棄物教育センター連合会」とすることや、新理事の就任、会員制度の改正、定款・諸規定の整備、全国組織運営委員会の設置、今後の運営内容などについて協議した。

また、NPO法人について理解を深めるため、虎ノ門有限責任監査法人専務理事の佐々木健二氏が講演を行った。講演では、「認定NPO法人となることで、個人・法人寄付者などにもメリットがある他、国内で認証されている4万のNPO法人に対して差別化が図れる」との解説があった。

松岡理事長は「NPO法人について改めて勉強する機会になった。将来的に認定NPO法人になることを目指していきたい」と述べた。